

フォークリフト荷役技能検定 認定1級制度の取扱いについて

平成28年7月20日に公表し、運用を開始しておりますフォークリフト荷役技能検定認定1級制度（以下「認定1級制度」という。）について、このたび、フォークリフト運転業務従事者教育の講師の職にある方から照会があり、今後、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

「フォークリフト運転業務従事者教育」の講師の職にある方に係る認定1級制度実施要綱（以下「要綱」という。）の2の(2)及び(3)の要件の取扱いについては、同講師は、同教育の内容を熟知しており、フォークリフトを使用する荷役作業に係る指導的立場にあると認められることから、要綱の2の(2)及び(3)の要件を満たすものとして取り扱うことといたします。

なお、認定1級制度対象者該当照会に当たっては、同講師に従事している旨の証明書を添付してください。

[参考] フォークリフト荷役技能検定認定1級制度 実施要綱（抜粋）

2 第30回（平成27年度）までの全国大会出場者について

- 第30回までの全国大会出場者については、次のいずれにも該当する方を認定1級制度の対象者とします。
 - (1) 第30回までの全国大会出場者のうち、協会本部において個人別成績を保管している第1回大会から第15回大会までの入賞者（優勝、準優勝、第3位、第4位及び第5位の者）並びに第16回大会から第30回大会までの出場者のうち、競技種目（学科、点検、運転）合計点が900点以上である方
 - (2) 1級合格証の交付申請日までの過去5年以内に「フォークリフト運転業務従事者教育」を受講した方
 - (3) 現在、フォークリフトを使用する荷役作業に従事している方、又はその荷役作業に係る指導的立場にある方